食の安全・安心推進

9 不適合品の回収等

◆ 管理規定の遵守事項 ◆

(健康被害情報等の報告)

- 第 18 条 生産者および食品等事業者は、流通食品等または調理をした食品について、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、直ちに当該流通食品等または調理をした食品の種類、当該事実の内容その他の人の健康に係る被害の発生または拡大を防止するために必要な事項として規則で定める事項を<u>知事に報告</u>しなければならない。
- (1) 流通食品等または自らが調理をした食品が、食品衛生法の規定で規則で定めるものまたは同法の規定による禁止で規則で定めるものに違反するものであることを知ったとき。
- (2) 流通食品等または自らが調理をした食品について、これらを摂取し、または使用した者に<mark>健康に係る被害が生じた</mark>旨の情報を入手したとき(他の生産者または食品等事業者が、当該情報と同一の情報についてこの項の規定に基づき知事に報告したことを既に知っている場合その他の規則で定める場合を除く。)。
- 2 生産者および食品等事業者は、前項に規定する場合を除き、自らが取り扱った流通食品等または自らが調理をした食品に起因して人の健康に係る被害が生じ、または生じるおそれがあると考えるときは、速やかに、知事にその旨を報告するよう努めなければならない。

(自主回収)

- 第 19 条 食品等の生産または製造、加工、輸入もしくは販売等をする生産者および食品等事業者は、自らが生産または製造、加工、輸入もしくは販売等をした流通食品等について、当該流通食品等に起因して人の健康に係る被害が生じ、または生じるおそれがあると考えるときは、他の生産者または食品等事業者が当該流通食品等を回収することを既に知っている場合を除き、当該流通食品等を回収するよう努めなければならない。この場合において、当該回収に着手したときは、速やかに、その旨を公表するよう努めるとともに、当該回収に係る流通食品等の種類、回収に着手した年月日その他の人の健康に係る被害の発生または拡大を防止するために必要な事項として規則で定める事項を知事に報告しなければならない。
- 2 前項に規定する生産者および食品等事業者は、同項の規定による回収を迅速かつ適切に行うため、あらかじめ、回収の方法、回収に関する情報の公表の方法その他の必要な事項を定めるよう努めなければならない。
- 3 生産者および食品等事業者は、第1項の規定により回収を行う場合を除き、流通食品等の自主回収で規則で定めるものに着手したときは、速やかに、同項後段の規則で定める事項を知事に報告しなければならない。
- 4 第1項後段または前項の規定による報告を行った者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

◆ 管理規定の作成 ◆

〔付録-25ページ参照〕

定めるべき事項	関係する書類
○ 回収・報告の実施体制(役割、連絡先等)○ 回収等の方法(処理手順、報告、記録方法)○ 公表、周知の方法(広報媒体、相談窓口)	□ 不適合品受付処理記録 □ 自主回収着手報告書 □ 自主回収結果報告書 ◇ 事故等処理手順書 〔S-HACCP 共用〕

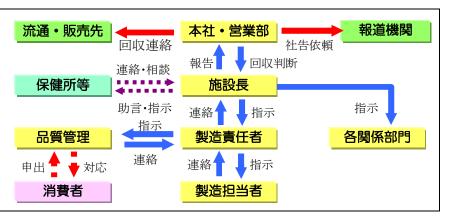
◆ 実施体制等 ◆

◆ 事故対策の組織化 ◆

万一、食品事故が起こったときに、ただちに対応できる組織をあらかじめ構築しておくことが必要です。 この組織には品質管理担当、製造担当、販売担当など関係部署の責任者および経営トップの参画が重要です。

◆ 連絡・報告の手順(例) ◆

- ① 事故を探知した従事者は、製造責任者に報告し指示を仰ぐ。
- ② 製造責任者は、応急措置を指示し、施設長に連絡する。
- ③ 施設長は、事故内容を本社に報告するとともに必要に応じ、保健所等の関係機関に相談し、対策を検討する。
- ④ 本社(社長・営業部)は回収等の措置 を決定し指示、対応を行う。
- ⑤ 各担当者は、指示に基づく措置の実施結果を対策本部に報告する。
- ⑥ 施設長は、措置の実施結果を確認し、 営業(製造、販売)の再開を指示する。



◆ 回収等の方法 ◆

〔原因調査と対策〕

- 工場由来の場合は、原料由来か、製造工程で発生したものか、製造環境が原因だったのかを判断します。 原料由来の場合は、原材料の再検査を行い、供給業者から原料に関係する正確な情報を入手し、早急に事故の再発防止対策を双方で実施します。 工程に問題があった場合は、工程改善および管理方法の見直しを行います。 製造環境が原因であった場合は、施設を改善するか、あるいは防止対策を強化するとともに施設管理方法を改善します。
- 工場由来でない場合は、製品の流通ルートにそって、原因を追求します。工場ー保管倉庫ー店舗の 配送中に起こったと判断した場合は、関連業者と改善策をたてます。販売店の取扱いの不備が原因で

あった場合には、販売店に正しい取扱い方法の指導などを行います。

(回収判断と対応方針)

- 入手した情報の事実確認を速やかに行い、健康に係わる事故の場合は、直ちに保健所等に報告して被害が拡大しないよう同一ロット製品の回収に着手します。
- 健康に係わる事故ではない場合は、原因を調 査して事故が拡大する可能性を判断し、対応方 針を決定します。
- 回収は、対象製品の範囲を特定し、その流通 先・流通量を把握して、販売停止や回収(返品)

回収が必要な事故(例)

- ◆ 賞味期限を誤って長い期間を表示していることが 判明した。
- ◆ アレルギー物質の表示が、原材料表示から漏れていることが判明した。
- ◆ カビの発生や風味異常、異物混入など、不良食品が流通していることが判明した。
- ◆ 添加物の使用量や加熱殺菌の温度など、製造時 の不具合が判明した。
- ◆ 自主検査の結果、規格基準に適合していないこと が判明した。
- ◆ その他、食品衛生法違反や健康被害の発生する 疑いがある。

を要請するとともに、速やかに全ての製品が回収できるよう一般消費者にも周知します。また、回収 した製品は再出荷されないよう他の製品と区分して保管し、適正に処理(廃棄)します。

◆ 公表・周知の方法 ◆

- 回収等の情報の公表・周知は、被害の拡大防止や未然防止に大変重要です。より確実に購入者に正しい情報が伝達されるよう、周知の方法を検討します。
- 回収等を行う場合は、推進条例に基づき保健 所等に報告する必要があります。報告された情報は必要に応じ、滋賀県のホームページでも周知することができます。

周知の方法(例)	
新聞社告等	広域・大量流通食品や健康被害が 発生している場合
ホームページ	インターネットで対象商品の紹介や
等	販売をしている場合
店頭掲示等	限定された店舗や地域で対象商品 を販売している場合
電話連絡等	注文販売や会員証で販売先が特定 できる場合